（１）医療法人が運営する病院・診療所にかかる経営情報の報告について

東京都保健医療局

令和５年８月１日より、**全ての医療法人（令和５年８月以降に決算期を迎える法人から）は、**事業報告書とは別に、**病院・診療所ごとの経営情報を、東京都に報告することが必要になりました。**詳細（様式のダウンロード、提出方法等）は、東京都保健医療局のホームページをご覧ください。

○東京都保健医療局ホームページ
＞医療政策
＞医療法人の設立・運営
＞医療法人が運営する病院・診療所にかかる経営情報の報告について
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/e0303000202309071805019 52.html

（東京都保健医療局ホームページ）

（参考）
○厚生労働省ホームページ
＞政策について
＞分野別の政策一覧
＞健康・医療
＞医療
＞医療法人・医業経営のホームページ
＞医療法人に関する情報の調査及び分析等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

＞医療法人における医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）での届出等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html

（厚生労働省ホームページ）
医療法人の情報の調査及び分析等

（厚生労働省ホームページ）
G-MISでの届出等について

（２）医療法人の定款・寄附行為、事業報告書等の閲覧方法のオンライン化について（1/2）

○閲覧制度

都道府県知事は、**定款・寄附行為、事業報告書等**について**請求があった場合**には、これを**閲覧に供しなければならない**とされています（医療法第52条第2項）。
これに基づき、**東京都では次の書類について、請求があった場合に閲覧に供しています**（医療法施行細則第35条の2）。

閲覧対象	医療法人社団	医療法人財団	閲覧範囲
定款	○	―	最新版のみ
寄附行為	―	○	最新版のみ
事業報告書等※	○	○	過去3年分（医療法人全体分）

※「事業報告書等」
医療法人が毎会計年度終了後三か月以内に東京都知事に提出する事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引状況に関する報告書、監事の監査報告書等

○閲覧者

都民・事業者等（特段の制限なし）

○閲覧方法の変更

«令和５年１０月２７日(金)１７時まで：**来庁方式**»
東京都保健医療局（本庁舎内）において閲覧申請を行い、庁舎内において書類の閲覧が可能（開庁日（9時～17時）のみ）
↓
«**令和５年１０月３０日(月)１２時から：オンライン方式**»
パソコン・タブレット・スマートフォンから**東京都医療法人情報支援システム**にアクセスし、閲覧書類（PDFファイル）をダウンロード

◇東京都医療法人情報支援システム
以下の東京都保健医療局ホームページより、システムにアクセスして下さい。
東京都保健医療局＞医療政策＞医療法人の設立・運営＞定款・寄附行為及び事業報告書等の閲覧方法のオンライン化
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/etsuranonline.html

（東京都保健医療局ホームページ）

○閲覧の手順

✓閲覧申請には、氏名・電話番号・連絡先メールアドレス等の情報を登録する必要があります。
✓閲覧申請を行い、承認されると、ワンタイムパスワードがメールアドレス宛てに発行されます。
ワンタイムパスワードでシステムにログインし、閲覧したい医療法人を検索します。
✓検索した医療法人の定款・寄附行為、事業報告書等のPDFファイルについて、ダウンロードが可能となります。
✓ログインは制限時間が設定されているため、一定時間を経過すると自動的にログアウトします。引き続き閲覧したい場合は、再度、閲覧申請が必要となります。
✓運用に支障の（おそれが）ある行為をする者に対しては、閲覧を停止又は禁止することがあります。

（２）医療法人の定款・寄附行為、事業報告書等の閲覧方法のオンライン化について（2/2）

東京都保健医療局

東京都保健医療局

令和5年10月30日より
医療法人の定款・寄附行為、事業報告書がオンラインで閲覧できるようになります。

- ✓ これまで都庁の窓口で閲覧していた医療法人の定款・寄附行為、事業報告書等が、パソコン・タブレット・スマートフォンで出来るようになります。
- ✓ 閲覧資料のファイルをダウンロードできるため、公文書開示請求をする必要がなくなります(直近3ヵ年分)。

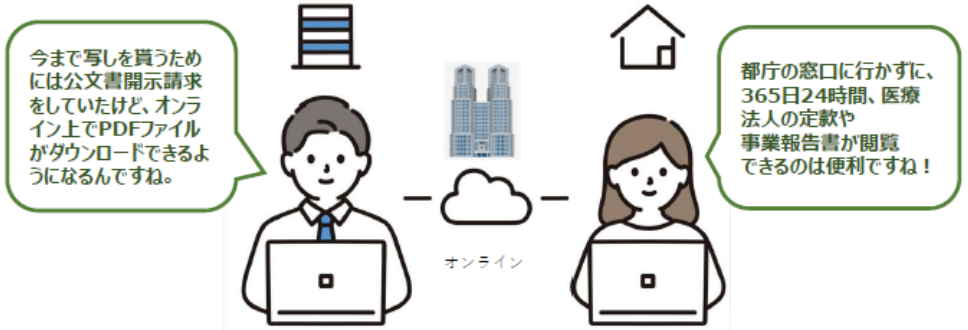

医療法人の定款・寄附行為、事業報告書をオンライン上で閲覧する場合は、以下のURL又はQRコードからアクセスしてください。

○**令和5年10月30日（月曜日）12時より**利用開始

○URL↓
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/etsuranonline.html
（東京都保健医療局ホームページより、
東京都医療法人情報支援システムにアクセスして下さい。）

↑QRコード

○令和5年10月27日（金）をもって、都庁舎における来庁方式の閲覧は廃止します。

システムの操作方法に関するお問い合わせはサポートデスクまで
TEL：042-307-7474
Mail：tokyo_Lg@kk-grp.jp
※令和5年10月30日より受付開始

医療法人の申請や届出等の手続の疑問にお答えする**チャットボット**もあります。

【医療法人Q＆A】
ご質問にチャットボットがお答えします。

所管部署
東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当

★画面イメージ

（３）医療法人に関する手続の押印廃止について

東京都保健医療局

医療法人が、医療法等に基づいて東京都知事に対して行う申請・届出について、押印を求める手続の見直しを行い、押印廃止のための様式改正を行いました。
施行日（令和５年９月２９日）以降は新様式にて手続をして下さい。

○押印廃止の概要

- 改 正 規 則 名：医療法施行規則
- 公布日・施行日：**令和５年９月２９日**
- 押印廃止を行う主な手続

【申請】設立認可申請／定款・寄附行為変更認可申請／解散認可申請／残余財産処分認可申請／社会医療法人認定申請／合併（吸収・新設）認可申請／分割（吸収・新設）認可申請／特例認可申請（理事減員・理事長選任・管理者理事）等

【届出】定款・寄附行為の変更の届出／事業報告書等の届出／解散の届出／登記事項の届出／役員変更の届出　等

○押印不要となる主な書類

【申請】上記手続の申請様式（押印欄・ＦＡＸ番号欄の廃止 等）
【届出】上記手続の届出様式（押印欄・ＦＡＸ番号欄の廃止 等）
→「医療法人運営の手引」を改訂し、東京都保健医療局ホームページに新様式を掲載しています。

○留意事項

- **各種申請・届出の添付書類の全てにおいて押印が不要となるものではありません。**

以下の書類については、引き続き押印が必要となります。

- ✓ **変更に関する意思決定手続を経たことを証する書類**　（例）社員総会議事録、理事会議事録　等
- ✓ **本人の意思を確認する必要がある書類**　（例）就任承諾書、履歴書、辞任届、建物賃貸借契約書の覚書　等
- ✓ **第三者機関（官公庁・金融機関等）が発行する証明書**　（例）預金残高証明書、債務引継承認書、ﾘｰｽ割賦引継承認書　等

- 個別の書類に関する押印の要否やその他の詳細については、東京都保健医療局ホームページをご確認ください。

東京都保健医療局ホームページ
＞医療政策
＞医療法人の設立・運営
＞医療法人へのお知らせ
＞医療法人に関する手続の押印廃止について
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/oshirase/e0303000202309212021542 31.html

（東京都保健医療局ホームページ）

（４）医療法人に関する各種手続の様式の改正について

前述（１）医療法人が運営する病院・診療所にかかる経営情報の報告について、
（３）医療法人に関する手続の押印廃止について
に関連して、以下のとおり、様式を改正していますので、今後は新様式にて手続をして下さい。

○事業報告書等

- 様式改正日：**令和５年７月３１日**
- 根拠：厚生労働省医政局指導課「医療法人における事業報告書等の様式について」（令和5年7月31日付け医政支発第0731第6号）
- 改正内容：事業報告書（様式１） 経営情報報告制度の開始に伴う変更（施設の医療機関コード欄の追加等）
- 詳細：東京都保健医療局ホームページ
  ＞医療政策
  ＞医療法人の設立・運営
  ＞届出等様式
  ＞事業報告書等（様式の一部改正）（令和５年９月２９日更新）
  https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/shinsei_hojin/kessan.html

（東京都保健医療局ホームページ）

○押印廃止等に伴う各種様式改正

- 様式改正日：**令和５年９月２９日**
- 根拠：医療法施行規則
- 改正内容：

変更①：下記様式の押印欄、ＦＡＸ欄の削除等
【申請書】設立認可申請／定款・寄附行為変更認可申請／解散認可申請／残余財産処分認可申請／社会医療法人認定申請／合併（吸収・新設）認可申請／分割（吸収・新設）認可申請／特例認可申請（理事減員・理事長選任・管理者理事）等
【届出書】定款・寄附行為の変更の届出／事業報告書等の届出／解散の届出／登記事項の届出／役員変更の届出 等

変更②：新設
【届出書】経営情報報告書（紙提出の場合に限る）

- 詳細：東京都保健医療局ホームページ
  ＞医療政策
  ＞医療法人の設立・運営
  ＞医療法人設立の手引（令和５年１０月版）
  https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/uneitebiki.html

（東京都保健医療局ホームページ）